

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年9月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0929第8号」にて、下記項目の検体検査実施料が平成29年10月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## 「検査実施料」の新規収載

## ●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
55	インフリキシマブ定性	イムノクロマト法	310	生化学Ⅰ 144	※1

[注]

※1 ア インフリキシマブ定性は、区分番号「D007」血液化学検査の「55」プロカルシトニン半定量の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者1人につき3回を限度として算定できる。

## ●算定留意事項が改正された項目（改正点を下線で示す）

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料	注
D006-8 サイトケラチン19（KRT19）mRNA 検出				
	サイトケラチン19（KRT19）mRNA 検出	2,400	血液 125	※2

[注]

※2 サイトケラチン19（KRT19）mRNA 検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌、大腸癌又は非小細胞肺癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌、大腸癌又は非小細胞肺癌所属リンパ節中のサイトケラチン19（KRT19）mRNA の検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA（One-Step Nucleic Acid Amplification）法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。